

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が制定する条例等

内閣府説明会（10月30日）で示された予定等

○国の予定

平成25年中（年内最後の子ども・子育て会議：12月26日）に、新制度に関連する基準等についての検討を終了し、案を固める予定。

※参考：26年1月には自治体に案を示し、パブリックコメント等の手続き後、25年度末までに省令基準等としてとりまとめる。（9月13日に厚生労働省保育課長に確認した内容）

○地方自治体の対応

既に、子ども・子育て会議、同部会において、基準等の内容検討が進んでいることを踏まえ、地方自治体では必要となる条例等の制定準備を開始することが必要。

1 子ども・子育て支援法関連

項目	内容	備考（国が示しているスケジュール）
①支給認定基準 〔第20条〕	内閣府令で定めるところによる教育・保育の必要量の認定基準	*内閣府令は25年度末日途に出発予定 *26年度下半期以降に認定事務を行うことができるよう6月議会において条例等を制定
②教育・保育の利用料 〔第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、附則第6条第4項〕	1～3号認定の給付費の費用・利用者負担等の設定（条例または規則の制定） ※2号・3号認定については、保育標準時間と保育短時間の2区分で定める ※施設型給付と地域保育型給付の利用料は同一水準か、確認中 ※2号認定・3号認定の保育時間の区分別の利用料は、施設種別によらず共通であることを確認中 （認定こども園の場合、入園料等を徴収できるので、利用料を保育所よりも低水準に設定可能か等も含めて確認中）	*26年度後半に27年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定 *26年度終盤に27年度予算で国の定める公定価格等を踏まえ、市町村としての給付費の費用・利用者負担等を設定
③特定・教育保育施設の運営基準 ＝確認基準 〔第34条第2項〕	特定教育・保育施設の運営基準 ※認定こども園（4種類）、幼稚園、保育所を給付対象として確認するための基準 ※施設種別毎の基準が必要	*内閣府令は25年度末日途に出発予定 *27年度当初に整備されているべき（＝新設予定）特定教育・保育施設について確認手続を行うことができるよう、可能な限り6月議会において条例を制定、事業者等に周知
④地域型保育事業の運営基準 ＝確認基準 〔第46条第2項〕	特定地域型保育事業の運営規準 ※小規模保育事業（3種類）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を給付対象として確認するための基準 ※事業種類毎の基準が必要 ※全種類の基準制定が必須か、国に確認中	*内閣府令は25年度末日途に出発予定 *27年度当初に整備されているべき（＝開始予定）特定地域型保育事業について確認手続を行うことができるよう、可能な限り6月議会において条例を制定、事業者等に周知

2 改正児童福祉法関連

項目	内容	備考
放課後児童クラブ の設備運営基準 〔第34条の8の2 第1項〕	放課後児童健全育成事業の設 備及び運営基準条例 ○従うべき基準 従事する者及びその員数 (=指導員資格と配置基準) ○参酌すべき基準) その他の事項 (=開所時間、面積等)	*事業の基準を定める省令・告示は25 年度末日途に発出予定 *26年4月～9月に条例を制定
地域型保育事業の 認可基準 (第34条の16 第1項)	地域型保育事業の設備及び運 営の基準条例 *小規模保育事業(6～19人) A型：分園型 B型：中間型 C型：グループ型家庭的保育 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 の認可を行うための基準 *事業種類毎の基準が必要 *全種類の基準制定が必須 か、国に確認中	*省令基準は25年度末日途に発出予定 *27年度当初に整備されているべき地域 型保育事業について認可を行うことが できるよう、可能な限り6月議会にお いて条例を制定、事業者等に周知

※政令・中核市においては、幼保連携型認定こども園の認可基準制定、保育所の認可基準
の改正も必要